

「医薬基盤研究所人事委員会」の設置について

平成27年4月1日

改正 平成28年10月13日

理事長伺定

(目的)

第1条 医薬基盤研究所（以下「研究所」という。）における職員（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所等職員就業規則第2条第1項に規定する職員（研究所に勤務する職員に限る。）、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所任期付研究員就業規則第1条第1項に規定する任期付研究員及び研究所長が必要と認める職員をいう。）の採用等を円滑に実施するとともに、その透明性及び公正性を確保するため、研究所に医薬基盤研究所人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(幹部研究職候補者選考委員会)

第2条 第一号任期付研究員（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所医薬基盤研究所任期付研究員就業規則第2条第1号に規定する任期付研究員をいう。）の選考を実施するため、委員会に幹部研究職候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会は、第一号任期付研究員に係る採用者の公募方法及び選考方法の決定に関する業務を行うものとする。
- 3 選考委員会の構成その他必要な事項については、別に定める。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1)採用者の公募方法及び選考方法の決定（第2条第2項に掲げるものを除く。）
- (2)試験結果の評価及び採用予定者の選考
- (3)再任の評価

(委員会の構成)

第4条 委員会は、総務部長、戦略企画部長、開発振興部長、創薬資源部長、創薬デザイン研究センター長、シニアプロジェクトリーダー、総務部総務課長及び研究所長が指名する職員をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員会に研究所長の指名により委員長を置く。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ研究所長の指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、意見聴取等の必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き議決することができない。
- 4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この理事長伺い定めは、平成27年4月1日から施行する。